議案第５５号

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例の制定について

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和７年６月２日提出

三田市長　田　村　克　也

三田市条例第　　号

三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例

三田市立学校施設目的外使用条例（昭和３７年三田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（許可） 第4条　委員会が前条の申請に基づき、学校施設の使用を許可しようとするときは、あらかじめ学校長又は園長の意見を聞かなければならない。ただし、次に掲げるものは、使用を許可しない。 (1)～(3)　省略 (4)　特別教室（音楽教室、家庭科教室及び多目的教室を除く。） (5)～(6)　省略 （使用時間） 第8条　使用時間は、午前8時から午後10時までとする。 （許可の禁止） 第11条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)　入場税の対象となる催物のために使用するもの (2)　省略 (3)　風教秩序をみだすおそれがあると認めたもの (4)　省略 (5)　省略 (6)　省略 （許可の取消し等） 第12条　次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することがある。 (1)～(2)　省略 (3)　当該学校又は幼稚園において使用の必要を生じたとき。	（許可） 第4条　委員会が前条の申請に基づき、学校施設の使用を許可しようとするときは、あらかじめ学校長又は園長の意見を聞かなければならない。ただし、次に掲げるものは、使用を許可しない。 (1)～(3)　省略 (4)　特別教室（音楽教室、家庭科教室、多目的教室及びその他中学校における学校施設において校長が支障がないと認めるものを除く。） (5)～(6)　省略 （使用時間） 第8条　使用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、中学校における学校施設の使用時間は、午前7時から午後10時までとする。 （許可の禁止） 第11条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)　省略 (2)　公序良俗に反するおそれがあると認めたもの (3)　省略 (4)　省略 (5)　飲酒又は酒類の提供を行うもの (6)　省略 （許可の取消し等） 第12条　次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することがある。 (1)～(2)　省略 (3)　当該学校、幼稚園又は認定こども園において使用の必要を生じたとき。

別表(第5条関係)

施設名＼使用時間	8：00～12：00	12：00～17：00	17：00～22：00
屋内運動場	800円	1,000円	1,500円
武道場	800円	1,000円	1,500円
教室(1室につき)	250円	300円	450円
運動場	400円	500円	

別表(第5条関係)

施設名＼使用時間	7：00～8：00	8：00～12：00	12：00～17：00	17：00～22：00
屋内運動場	200円	800円	1,000円	1,500円
武道場	200円	800円	1,000円	1,500円
教室(1室につき)	50円	250円	300円	450円
運動場	100円	400円	500円	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の三田市立学校施設目的外使用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、施行の日前の使用については、なお従前の例による。